

## 愛知県公立高等学校入学者選抜Web出願システム利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、愛知県教育委員会が運営する愛知県公立高等学校入学者選抜Web出願システム（以下「本システム」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 「愛知県公立高等学校入学者選抜Web出願システム」とは、愛知県立高等学校、名古屋市立高等学校又は豊橋市立高等学校（以下「愛知県公立高等学校」といいます。）へ入学しようとする者が行う出願手続並びにこれに付随する申請及び届出手続（以下「出願手続等」といいます。）を、インターネットを通じて受付処理するシステムをいいます。
- 二 「システム利用者」とは、本システムを利用して出願手続等を行う者をいいます。
- 三 「ユーザID」とは、システム利用者を特定することを目的として、本システムがシステム利用者に付与する符号をいいます。
- 四 「ログインパスワード」とは、システム利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として、システム利用者が本システムに登録する符号をいいます。
- 五 「ワンタイムパスワード」とは、システム利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的として、本システムが都度指定してシステム利用者に通知する番号をいいます。
- 六 「中学校等卒業（見込）者」とは、中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業（卒業すると見込まれる場合を含みます。次号において同じです。）し、又は中等教育学校の前期課程若しくは文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了（修了すると見込まれる場合を含みます。次号において同じです。）した者をいいます。
- 七 「出身学校」とは、中学校等卒業（見込）者が卒業し、又は修了した中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設をいいます。
- 八 「入学検定料」とは、愛知県手数料条例（平成12年3月28日愛知県条例第20号）に規定する高等学校入学検定手数料、名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年8月6日名古屋市条例第32号）に規定する入学検定料及び豊橋市立学校授業料等条例（平成22年6月17日豊橋市条例第38号）に規定する入学検定手数料をいいます。

### (システム利用者の責務)

第3条 システム利用者は、本システムの利用に関して、この規約に同意し、遵守する必要があります。この規約に同意しない場合は、本システムを利用することができません。

- 2 システム利用者は、この規約のほか、法令（条例を含みます。）及び本システムの利用の手引、ヘルプ等に従って本システムを利用するものとします。
- 3 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、本システムの利用に伴って生ずる次の各号に掲げる各種情報を管理するものとします。
  - 一 ユーザ ID 及びログインパスワード
  - 二 ワンタイムパスワード
  - 三 システム利用者が作成し、又は取得した出願手続等の情報
  - 四 前各号に掲げるもののほか、本システムによりシステム利用者が作成し、又は取得した情報
- 4 ユーザ ID、ログインパスワード及びワンタイムパスワードを使用して本システムにより行われた出願手続等は、システム利用者の故意又は過失を問わず、当該ユーザ ID を付与されているシステム利用者本人がこれを行ったものとみなします。これによりシステム利用者本人又は第三者（以下「システム利用者等」といいます。）に生じた損害について、愛知県教育委員会は責任を負わないものとします。

（システムの利用可能時間及び利用の停止等）

第4条 本システムの利用可能時間は、愛知県教育委員会事務局教育部高等学校教育課の Web サイト（以下「高等学校教育課 Web サイト」といいます。）に掲載する時間とします。

- 2 愛知県教育委員会は、本システムの保守、点検その他のメンテナンスを行うため、事前に高等学校教育課 Web サイトに掲載して、本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、障害等のため緊急を要する場合は、事前の掲載なく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。
- 3 愛知県教育委員会は、本システムの利用が著しく集中した場合は、本システムの利用を一時的に制限することができるものとします。

（システムの利用環境）

第5条 システム利用者が本システムを利用するために必要な環境条件は、高等学校教育課 Web サイトに掲載する条件とします。

- 2 システム利用者は、本システムを利用するために必要な全ての機器等（ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークに係る全てのものを含みます。）を、自己の負担により用意するものとします。
- 3 本システムを利用するための通信費用、印刷費用その他一切の費用は、システム利用者の負担とします。

（ユーザ登録及び登録情報の変更）

第6条 システム利用者は、本システムを利用して出願手続等を行おうとするときは、メールアドレス、氏名、生年月日、出願資格、ユーザ ID、ログインパスワードその他の必要事項（以下「ユーザ登録情報」といいます。）を本システムに登録するものとします。

- 2 システム利用者は、ユーザ登録情報のうち、メールアドレス、氏名、ログインパスワー

ド等を変更する必要がある場合は、本システムにより変更手続を行うものとします。

- 3 システム利用者が中学校等卒業（見込）者である場合は、当該システム利用者の出身学校は、当該システム利用者のユーザ登録情報のうち、出身学校における管理のためにのみ使用する情報に限り、職権で変更することができるものとします。
- 4 愛知県教育委員会は、毎年度の本システムの運用終了後、全てのシステム利用者のユーザ ID を失効させ、ユーザ登録情報を本システムから削除します。

（出願情報等の到達時期）

第7条 中学校等卒業（見込）者であるシステム利用者が本システムにより愛知県公立高等学校に対して行った出願手続等は、当該出願手続等に対する当該システム利用者の出身学校による承認がなされ、かつ、当該システム利用者が当該出願手続等に係る入学検定料の納付（納付を要する場合に限り）を行った情報が本システムに記録された時に、当該愛知県公立高等学校に到達したものとみなします。

- 2 前項の規定は、中学校等卒業（見込）者でないシステム利用者が本システムにより行った出願手続等について準用します。この場合において、前項の規定中「当該システム利用者の出身学校」とあるのは「愛知県教育委員会」と読み替えるものとします。

（個人情報の取扱い）

第8条 愛知県教育委員会は、システム利用者が本システムによりユーザ登録及び出願手続等を行う際に、システム利用者の氏名、生年月日、住所、メールアドレス等の個人情報（システム利用者が未成年の場合は、当該システム利用者の保護者の氏名、住所等の個人情報を含みます。）を取得します。

- 2 愛知県教育委員会は、システム利用者が中学校等卒業（見込）者である場合は、当該システム利用者の出身学校から、調査書情報その他愛知県公立高等学校における入学者の選抜に必要な情報を取得します。
- 3 愛知県教育委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により認められる場合を除き、取得した個人情報を次の各号に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）にのみ利用し、又は提供するものとします。
  - 一 愛知県公立高等学校に対する出願手続等の確認、承認又は受付を行うため。
  - 二 愛知県公立高等学校に対する出願に係る入学検定料の徴収を行うため。
  - 三 愛知県公立高等学校における入学者の選抜を行うため。
  - 四 愛知県公立高等学校における合格者の入学に向けた準備を行うため。
  - 五 システム利用者からの問合せに対して回答するため。
  - 六 本システムの利用に必要なワンタイムパスワード、出願情報等の処理状況等をメール送付によりお知らせするため。
  - 七 利用規約に違反したシステム利用者を特定し、ユーザ ID の失効等の措置を行うため。
  - 八 前各号の利用目的に付帯関連する目的のため。
- 4 愛知県教育委員会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性

を有すると合理的に認められる範囲に限り行うものとします。

- 5 愛知県教育委員会は、本システムにより取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(使用可能な文字)

第9条 本システムで使用可能な文字は、高等学校教育課 Web サイトに掲載するとおりとします。

- 2 システム利用者の氏名等に本システムで使用することができない文字が含まれる場合は、システム利用者の判断により、本システムで使用可能な文字の中から代替文字を選択して使用するものとします。

(送信可能なデータ形式)

第10条 本システムで送信可能なデータ形式は、高等学校教育課 Web サイトに掲載するとおりとします。

(知的財産権)

第11条 愛知県教育委員会がシステム利用者に提供する一切のプログラムその他の著作物(この規約及び本システムの利用の手引、ヘルプ等を含みます。以下同じ。)に関する知的財産権は、愛知県教育委員会に帰属し、システム利用者に移転又は帰属しません。

- 2 システム利用者は、本システムの利用に際し、愛知県教育委員会がシステム利用者に提供する一切のプログラムその他の著作物を無断で複製、改変、編集、頒布、貸与、譲渡等することはできません。

(禁止事項)

第12条 システム利用者は、本システムを利用するに当たっては、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 本システムを、愛知県公立高等学校に対する出願手続等以外の目的で利用すること。
- 二 本システムに対し、不正な手段でアクセスすること。
- 三 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- 四 本システムに対し、故意にウイルスに感染したファイルを送信し、又はウイルスを誘発すること。
- 五 本人以外の人物になりすまし、本システムを利用すること。
- 六 他のシステム利用者のユーザ ID、ログインパスワード又はワンタイムパスワードを不正に利用すること。
- 七 他のシステム利用者が行おうとする出願手続等を妨害し、又は強要すること。
- 八 法令若しくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、本システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

- 2 愛知県教育委員会は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められる場合又は愛知県教育委員会が合理的に不適

切と判断した場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者のユーザ ID を失効させ、本システムの利用を直ちに停止させることができるものとします。

(免責事項)

第 13 条 本システムの利用に当たり、システム利用者等が被った損害について、愛知県教育委員会は一切の責任を負いません。また、本システムの利用の停止、休止又は中断によってシステム利用者等が被った損害についても、愛知県教育委員会は一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第 14 条 愛知県教育委員会は、必要に応じて、事前の通知なく、この規約を変更することができるものとします。

2 この規約の改正後に、システム利用者が本システムを利用するときは、システム利用者は改正後の規約に同意したものとみなします。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第 15 条 この規約の準拠法は、日本法とします。

2 本システムの利用に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、愛知県教育委員会が別に定めるものとします。

附 則

この規約は、令和 5 年 10 月 19 日から施行します。